

(参考) 学校において予防すべき感染症について

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 1 種	※1	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ ※2	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂痂化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症 ※2	発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	流行を防ぐため、必要があれば出席停止となる場合があります。

※1 第 1 種: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

※2 発症した日は「発症 0 日」とし、症状が出た日の翌日を 1 日目として起算します。

(解熱した日、症状軽快した日も同じく、解熱した日及び症状軽快した日の翌日を 1 日目とする。)